

令和 6 年第 3 回
対馬市議会定例会議案



対 馬 市

目 次

承認第 10 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 3 号））	5 別冊
承認第 11 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 4 号））	7 別冊
報告第 4 号	令和 5 事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について	9 別冊
報告第 5 号	令和 5 事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について	11 別冊
報告第 6 号	令和 5 事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について	13 別冊
報告第 7 号	令和 5 事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について	15 別冊
報告第 8 号	令和 5 事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について	17 別冊
報告第 9 号	令和 5 年度対馬市一般会計継続費精算報告について	19
報告第 10 号	令和 5 年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	23
認定第 1 号	令和 5 年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について	25 別冊
認定第 2 号	令和 5 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	27 別冊
認定第 3 号	令和 5 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	29 別冊
認定第 4 号	令和 5 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	31 別冊
認定第 5 号	令和 5 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	33 別冊
認定第 6 号	令和 5 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について	35 別冊
認定第 7 号	令和 5 年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について	37 別冊
認定第 8 号	令和 5 年度対馬市水道事業会計決算の認定について	39 別冊
議案第 52 号	令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 53 号	令和 6 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

議案第 5 4 号	令和 6 年度対馬市水道事業会計補正予算（第 2 号）	-----別冊
議案第 5 5 号	令和 6 年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	-----別冊
議案第 5 6 号	対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例	----- 4 1
議案第 5 7 号	対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例	----- 4 3
議案第 5 8 号	対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例	----- 4 7
議案第 5 9 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について	----- 4 9
議案第 6 0 号	工事請負契約の締結について	----- 6 1
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	----- 6 7
諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	----- 6 9

承認第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 3 号）

承認第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 4 号）

報告第 4 号

令和 5 事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人厳原愛育会の令和 5 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 5 号

令和 5 事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社まちづくり厳原の令和 5 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 6 号

令和 5 事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人対馬市農業振興公社の令和 5 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 7 号

令和 5 事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人対馬地域商社の令和 5 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 8 号

令和 5 事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定
により、公益財団法人対馬栽培漁業振興公社の令和 5 事業年度経営状況
を別冊のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 9 号

令和 5 年度対馬市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和5年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 地 方 債	其 他	一般財源		特 定 地 方 債	其 他	一般財源						
														国県支出金	0	54,200,000	10,000,000
7	1	商 工 費	3	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		湯 多 里		65,200,000	0	54,200,000	10,000,000	1,000,000	38,200,000	0	0	27,000,000	0	16,000,000	10,000,000	1,000,000	1,000,000
		ラ ン ド	4	354,600,000	0	265,900,000	88,000,000	700,000	213,487,276	0	58,000,000	141,112,724	0	112,500,000	30,000,000	△ 1,387,276	
		つ し ま															
		機 械 設 備	5	47,200,000	0	32,600,000	10,000,000	4,600,000	207,072,952	0	50,000,000	△ 159,872,952	0	△ 121,800,000	△ 40,000,000	1,927,048	
		改 修 事 業	計	467,000,000	0	352,700,000	108,000,000	6,300,000	458,760,228	0	108,000,000	8,239,772	0	6,700,000	0	1,539,772	

令和5年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		
					国県支出金	特 定 財 源 地 方 債	其 他		国県支出金	特 定 財 源 地 方 債	其 他		国県支出金	特 定 財 源 地 方 債	其 他
8	4	土 港 湾 費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			4	299,900,000	0	299,900,000	0	166,877,550	0	166,877,550	0	133,022,450	0	133,022,450	0
			5	673,900,000	0	661,300,000	0	794,342,494	0	794,322,450	0	△ 120,442,494	0	△ 133,022,450	0
			計	973,800,000	0	961,200,000	0	961,220,044	0	961,200,000	0	12,579,956	0	0	12,579,956

令和5年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	比 較						
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 地 方 債	其 他	一般財源		特 定 地 方 債	其 他	一般財源								
														国県支出金	円	円	国県支出金	円	円
9	1	消 防 署 中 部 支 署 建 設 事 業	4	300,000,000	0	225,000,000	70,000,000	5,000,000	129,700,000	0	97,200,000	32,500,000	0	170,300,000	0	127,800,000	37,500,000	5,000,000	
防 費			5	170,890,000	0	127,500,000	42,000,000	1,390,000	341,189,258	0	255,300,000	79,500,000	6,389,258	△ 170,299,258	0	△ 127,800,000	△ 37,500,000	△ 4,999,258	
			計	470,890,000	0	352,500,000	112,000,000	6,390,000	470,889,258	0	352,500,000	112,000,000	6,389,258	742	0	0	0	742	

報告第10号

令和5年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和6年9月10日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

1 健全化判断比率（法第3条関係）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.8	18.8
早期健全化基準	(12.65)	(17.65)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.0)	—

備考 実質収支額及び連結実質収支額が赤字でないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は数値なし。

2 資金不足比率（法第22条関係）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
旅客定期航路事業特別会計	—
集落排水処理施設特別会計	—

備考 資金の不足額がない会計は、資金不足比率は数値なし。

認定第 1 号

令和 5 年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度対馬市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 2 号

令和 5 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 3 号

令和 5 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 4 号

令和 5 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 5 号

令和 5 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 6 号

令和 5 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定によ
り、令和 5 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監
査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 7 号

令和 5 年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定によ
り、令和 5 年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算を別紙監
査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 8 号

令和 5 年度対馬市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度対馬市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 6 号

対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例

対馬市国民健康保険条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を次のように改める。

第 1 1 条 世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。

第 1 2 条及び第 1 3 条中「に処する」を「を科する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 7 号

対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例

対馬市企業誘致に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「すること」を「すること等」に改める。

第 2 条第 4 号中「新設又は増設」を「新設、増設又は事業承継」に改め、同号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 事業承継 企業が市内において他の企業から事業を引き継ぐことをいう。

第 3 条第 1 項第 1 号中「3 箇年」を「3 か年」に改める。

第 4 条第 1 項中「次」を「別表」に改め、「、製造業、旅館業等観光関連産業、ソフトウェア業等及び情報処理サービス業を営むものであって」を削り、「新設又は増設」を「新設、増設又は事業承継」に改め、同項各号を削る。

第 5 条第 2 項中「産業の振興と雇用の増大」を「産業振興、雇用創出、所得向上又は地域社会の維持」に改め、「とともに」を「と総合的に判断されるとともに」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

業種	事業者の規模	投下固定資産総額	新規常用 雇用者数
1 製造業	資本金 5, 0 0 0 万円以下	5 0 0 万円以上	5 人以上
	資本金 5, 0 0 0	1, 0 0 0 万円以上	

	万円超 1 億円以下		
	資本金 1 億円超	2,000 万円以上	
2 旅館業等観光関連産業	資本金 5,000 万円以下	500 万円以上	5 人以上
	資本金 5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上	
	資本金 1 億円超	2,000 万円以上	
3 道路貨物運送業	資本金 5,000 万円以下	500 万円以上	5 人以上
	資本金 5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上	
	資本金 1 億円超	2,000 万円以上	
4 倉庫業	資本金 5,000 万円以下	500 万円以上	5 人以上
	資本金 5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上	
	資本金 1 億円超	2,000 万円以上	
5 梱包業	資本金 5,000 万円以下	500 万円以上	5 人以上
	資本金 5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上	
	資本金 1 億円超	2,000 万円以上	
6 自然科学研究所	資本金 5,000 万円以下	500 万円以上	5 人以上
	資本金 5,000 万円超	1,000 万円以上	

	万円超 1 億円以下		
	資本金 1 億円超	2,000 万円以上	
7 水産養殖業	資本金 5,000 万円以下	500 万円以上	5 人以上
	資本金 5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上	
	資本金 1 億円超	2,000 万円以上	
8 卸売業	資本金 5,000 万円以下	500 万円以上	5 人以上
	資本金 5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上	
	資本金 1 億円超	2,000 万円以上	
9 再生可能エネルギー関連業	資本金 5,000 万円以下	500 万円以上	5 人以上
	資本金 5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上	
	資本金 1 億円超	2,000 万円以上	
10 ソフトウェア業等	—	—	5 人以上
11 情報処理サービス業	—	—	5 人以上

備考 事業者の規模に応じた投下固定資産総額及び新規常用雇用者数のいずれも満たすこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項及び別表の規定は、この条例の施行の日以降に提出があった事業計画書に係る指定について適用し、同日前に提出があった事業計画書に係る指定については、なお従前の例による。

令和6年9月10日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 8 号

対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

対馬市公園等設置条例（平成 1 8 年対馬市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三宇田キャンプ場の項の次に次のように加える。

三宇田馬事公園	対馬市上対馬町西泊 1 2 1 7 番地 5	
---------	------------------------	--

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 9 号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市厳原町尾浦辺地
（辺地の人口 114 人 面積 11.5 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 厳原町尾浦、安神
- ②地域の中心の位置 対馬市厳原町尾浦34番地
- ③辺地度数 239 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道

島の東南部に位置する安神地区には、対馬唯一のごみ焼却施設及び木材伐採地区があり、市全域から収集されたごみ運搬車両や木材搬出車両が通行しているが、山間部にある現況道路が幅員狭小で急勾配かつ急カーブが連続し、事故発生の危険性が極めて高く、車両の通行等に多大な支障を来している。このため、市道と林道を連携して一体的に整備することにより、安心して安全な運搬作業や時間短縮等が可能な地域産業の競争力強化に資する道路ネットワークを構築する。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	事業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
林道	市	15,500	6,000	9,500	9,400
合計		15,500	6,000	9,500	9,400

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市厳原町豆酥辺地
(辺地の人口 671 人 面積 22.1 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 豆酥上町、豆酥中町、豆酥浜町、西竜良、浅藻
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市厳原町豆酥3118番地2
- ③辺 地 度 点 数 277 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○集会施設

本施設は、昭和53年の建築から44年が経過しており、近年、施設の老朽化は顕著となり、一部では雨漏りなどで全く使用できない状態となっている。

これまで地区の集会や行事、さらに高齢者等のサークルなど集会施設として利用され、また、災害時には地区の避難所としても使用されており、地区住民にとって欠かせない重要な拠点施設となっていることから、解体し、新たな施設を整備することで地域の活性化及び地域防災機能の向上を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
集会施設	市		350,500	98,050	252,450	252,400
合計			350,500	98,050	252,450	252,400

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市大山辺地
（辺地の人口 112 人 面積 4.4 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 大山、玉調
- ②地域の中心の位置 対馬市美津島町大山715番地
- ③辺地度数 295 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○集会施設

本施設は、地区の集会施設として昭和48年に建設され築50年以上が経過しており、建物の老朽化が著しいため、部分改修による施設の維持は困難な状態でもある。また、土地の標高は低く、大雨時には床下浸水や周辺道路の冠水が発生するなど、避難所であるにも関わらず、危険な状態である。

そのため、集会施設を新築し、地域住民の学習、交流、レクリエーション活動の拠点及び地域住民の避難場所を確保することにより、地域住民の心身の健康保全と、安心安全の向上を目指すことはもとより、避難所施設を拠点とした地域防災組織の設立など地域防災機能の向上に努め地域の活性化を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
集会施設	市	89,000	44,500	44,500	44,500
合計		89,000	44,500	44,500	44,500

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市豊玉町仁位辺地
(辺地の人口 961 人 面積 10.7 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 豊玉町仁位
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市豊玉町仁位1295番地1
- ③辺 地 度 点 数 237 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○学校給食施設

本運搬車は、平成5年に購入したもので、購入から30年以上が経過し、経年劣化による故障が頻発しているが、交換部品が製造されておらず、対応が困難な状況にあるため、新たに運搬車を購入し、給食配送の円滑化を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
学校給食施設	市		9,240	0	9,240	9,200
合計			9,240	0	9,240	9,200

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市上県町仁田辺地
(辺地の人口 832 人 面積 51.4 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上県町瀬田、檜滝、犬ヶ浦、御園、飼所
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上県町瀬田176番地
- ③辺 地 度 点 数 303 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○スクールバス

本スクールバスは、志多留、伊奈、越高、御園、犬ヶ浦地区の児童生徒が仁田小学校及び仁田中学校への登下校に利用しているが、購入から20年以上が経過しており、老朽化により故障が多発し、運行に支障をきたしているため、新たに購入し児童生徒の安心・安全な通学環境の整備を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	事業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
スクールバス	市	9,321	1,780	7,541	7,500
合計		9,321	1,780	7,541	7,500

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上対馬町泉辺地
（辺地の人口 767 人 面積 7.9 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町泉、西泊、古里
- ②地域の中心の位置 対馬市上対馬町古里505番地
- ③辺地度数 248 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

常備消防に配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年を経過し、老朽化により機械故障が懸念され、エンジン及び駆動系の修理で高額となっており、主ポンプ及び真空ポンプの故障では、部品が製造中止のため修理不能であることから、車両を更新するものである。

○簡易水道施設

中央地区簡易水道は昭和36年7月10日長崎県指令第459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況にあり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	61,656	0	61,656	61,600
簡易水道施設	市	880,000	440,000	440,000	219,900
合計		941,656	440,000	501,656	281,500

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市上対馬町一重辺地
(辺地の人口 90 人 面積 7.5 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町一重
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上対馬町一重633番地
- ③辺 地 度 点 数 371 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道
林道一重線を起点とする延長2,500m、幅員3.5mの林業専用道を開設することにより、利用区域内の除間伐及び伐採木の搬出が可能となり、森林資源の効率的な有効利用を実現し、地域山林の持続的な経営を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
林道	市	274,000	164,700	109,300	109,100
合計		274,000	164,700	109,300	109,100

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市上対馬町小鹿辺地
(辺地の人口 172 人 面積 10.0 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町小鹿
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上対馬町小鹿81番地
- ③辺 地 度 点 数 354 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

- 通学施設
スクールバスを利用する児童生徒が天候に左右されることなく、安心安全に通学できるための待合所を新設し、通学環境の整備を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
通学施設	市		13,600	0	13,600	13,600
合計			13,600	0	13,600	13,600

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市美津島町吹崎辺地
(辺地の人口 151 人 面積 13.9 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 美津島町箕形、吹崎、加志
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市美津島町吹崎169番地
- ③辺 地 度 点 数 292 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○簡易水道施設

中西部簡易水道は、昭和42年に創設し、昭和55年に、箕形地区と統合し、事業を行い現在に至っているが、施設の老朽化が著しく安定供給に苦慮している現状であるため、本事業を実施し、清浄にして安定した水の供給を図る。

○消防施設

本事業は対馬市水道局が行う簡易水道基幹改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。

水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い、消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

○消防施設

本施設は、美津島第10分団の消防拠点施設として昭和63年に建設され、地域の消防防災機能の向上に努めてきたが、老朽化による雨漏りなどにより消防団活動に支障が出ている状況である。
火災や災害時に早急に対応できる消防団拠点機能を維持するため、新たに建設するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
簡易水道施設	市	680,000	340,000	340,000	170,000
消防施設	市	<u>3,500</u> (11,650)	<u>0</u> (0)	<u>3,500</u> (11,650)	<u>3,500</u> (11,600)
消防施設	市	<u>53,490</u>	<u>0</u>	<u>53,490</u>	<u>53,400</u>
合計		<u>736,990</u> (691,650)	<u>340,000</u> (340,000)	<u>396,990</u> (351,650)	<u>226,900</u> (181,600)

※ () 書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上対馬町浜久須辺地
（辺地の人口 274 人 面積 19.7 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町浜久須、富浦、唐舟志、大增、玖須
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上対馬町浜久須254番地
- ③辺 地 度 点 数 283 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○簡易水道施設

中央地区簡易水道は、昭和36年7月10日長崎県指令第459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況であり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。

○通学施設

スクールバスを利用する児童生徒が天候に左右されることなく、安心安全に通学できるための待合所を新築し、通学環境の整備を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	事業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
簡易水道施設	市	880,000 (910,000)	440,000 (455,000)	440,000 (455,000)	219,900 (277,400)
通学施設	市	13,600	0	13,600	13,600
合計		893,600 (910,000)	440,000 (455,000)	453,600 (455,000)	233,500 (277,400)

※（ ）書きは変更前の金額

議案第 6 0 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

契約の目的	あそうベイパーク管理棟新築工事（建築主体）
契約の方法	一般競争入札
契約の金額	2 6 0 , 3 7 8 , 8 0 0 円
契約の相手方	住所 長崎県対馬市厳原町東里 1 番地 4 氏名 星野建設株式会社 対馬支店 支店長 星野 光圀

※※※※※
議 會 提 出 參 考 資 料 ※※※※※

議案第60号 工事請負契約の締結について

工 事 名	あそびパーク管理棟新築工事(建築主体)
契約予定額	一 金 2 6 0 , 3 7 8 , 8 0 0 円
施 工 業 者	星野建設株式会社 対馬支店 支店長 星野 光圀 長崎県対馬市厳原町東里1番地4
工 事 場 所	長崎県対馬市美津島町 大船越 地内
工 事 概 要	○ 木造2階建て 建築面積 A = 513.36㎡ 延床面積 A = 474.56㎡ (1階 A=449.18㎡、 2階 A=25.38㎡) (インフオメーション、宿直室、多目的室、シャワー室、ランドリー室、カヌー倉庫、ブロー室、中庭、通路)
	工事内容は、別添資料のとおり

議案第60号

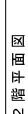


案内図

配置図
敷地面積 2343.50㎡

あそくペイパーク管理棟新築工事			図面番号	A-02
設計者	06-072	設計者名	案内図・配置図	
図面名	1:1,750(A1)	図面番号	2024.02.20	
1:1,400(A3)		図面番号		
1:1,000(A4)		図面番号		
1:800(A5)		図面番号		
1:600(A6)		図面番号		
1:500(A7)		図面番号		
1:400(A8)		図面番号		
1:300(A9)		図面番号		
1:200(A10)		図面番号		
1:150(A11)		図面番号		
1:100(A12)		図面番号		
1:80(A13)		図面番号		
1:60(A14)		図面番号		
1:50(A15)		図面番号		
1:40(A16)		図面番号		
1:30(A17)		図面番号		
1:20(A18)		図面番号		
1:15(A19)		図面番号		
1:10(A20)		図面番号		
1:8(A21)		図面番号		
1:6(A22)		図面番号		
1:5(A23)		図面番号		
1:4(A24)		図面番号		
1:3(A25)		図面番号		
1:2(A26)		図面番号		
1:1(A27)		図面番号		
1:0.5(A28)		図面番号		
1:0.2(A29)		図面番号		
1:0.1(A30)		図面番号		
1:0.05(A31)		図面番号		
1:0.02(A32)		図面番号		
1:0.01(A33)		図面番号		
1:0.005(A34)		図面番号		
1:0.002(A35)		図面番号		
1:0.001(A36)		図面番号		
1:0.0005(A37)		図面番号		
1:0.0002(A38)		図面番号		
1:0.0001(A39)		図面番号		
1:0.00005(A40)		図面番号		
1:0.00002(A41)		図面番号		
1:0.00001(A42)		図面番号		
1:0.000005(A43)		図面番号		
1:0.000002(A44)		図面番号		
1:0.000001(A45)		図面番号		
1:0.0000005(A46)		図面番号		
1:0.0000002(A47)		図面番号		
1:0.0000001(A48)		図面番号		
1:0.00000005(A49)		図面番号		
1:0.00000002(A50)		図面番号		
1:0.00000001(A51)		図面番号		
1:0.000000005(A52)		図面番号		
1:0.000000002(A53)		図面番号		
1:0.000000001(A54)		図面番号		
1:0.0000000005(A55)		図面番号		
1:0.0000000002(A56)		図面番号		
1:0.0000000001(A57)		図面番号		
1:0.00000000005(A58)		図面番号		
1:0.00000000002(A59)		図面番号		
1:0.00000000001(A60)		図面番号		
1:0.000000000005(A61)		図面番号		
1:0.000000000002(A62)		図面番号		
1:0.000000000001(A63)		図面番号		
1:0.0000000000005(A64)		図面番号		
1:0.0000000000002(A65)		図面番号		
1:0.0000000000001(A66)		図面番号		
1:0.00000000000005(A67)		図面番号		
1:0.00000000000002(A68)		図面番号		
1:0.00000000000001(A69)		図面番号		
1:0.000000000000005(A70)		図面番号		
1:0.000000000000002(A71)		図面番号		
1:0.000000000000001(A72)		図面番号		
1:0.0000000000000005(A73)		図面番号		
1:0.0000000000000002(A74)		図面番号		
1:0.0000000000000001(A75)		図面番号		
1:0.00000000000000005(A76)		図面番号		
1:0.00000000000000002(A77)		図面番号		
1:0.00000000000000001(A78)		図面番号		
1:0.000000000000000005(A79)		図面番号		
1:0.000000000000000002(A80)		図面番号		
1:0.000000000000000001(A81)		図面番号		
1:0.0000000000000000005(A82)		図面番号		
1:0.0000000000000000002(A83)		図面番号		
1:0.0000000000000000001(A84)		図面番号		
1:0.00000000000000000005(A85)		図面番号		
1:0.00000000000000000002(A86)		図面番号		
1:0.00000000000000000001(A87)		図面番号		
1:0.000000000000000000005(A88)		図面番号		
1:0.000000000000000000002(A89)		図面番号		
1:0.000000000000000000001(A90)		図面番号		
1:0.0000000000000000000005(A91)		図面番号		
1:0.0000000000000000000002(A92)		図面番号		
1:0.0000000000000000000001(A93)		図面番号		
1:0.00000000000000000000005(A94)		図面番号		
1:0.00000000000000000000002(A95)		図面番号		
1:0.00000000000000000000001(A96)		図面番号		
1:0.000000000000000000000005(A97)		図面番号		
1:0.000000000000000000000002(A98)		図面番号		
1:0.000000000000000000000001(A99)		図面番号		
1:0.0000000000000000000000005(A100)		図面番号		

A diagram of a circle with a shaded sector. The sector is defined by two radii and an arc. The label 'N' is placed near the top-left radius.



設計者 05-472		01 階平面図		図面番号 2024.02.20		図面名 山崎		図面番号 A-07	
設計者 05-472		01 階平面図		図面番号 2024.02.20		図面名 山崎		図面番号 A-07	



中興醫院

議案第60号

Architectural drawings of the 'あそびパーク管理棟新築工事' (Asobi Park Management Building New Construction Work). The figure includes four elevation drawings: 南側立面図 (South Elevation), 北側立面図 (North Elevation), 東側立面図 (East Elevation), and 西側立面図 (West Elevation). Each drawing shows the building's profile with dimensions and grid lines. The South Elevation is divided into sections A through M, while the others are divided into sections 1 through 17. The drawings illustrate the building's structure, including its roofline, walls, and windows, with various dimensions provided for scale and construction reference.

建設費	1,000万円
設計費	100万円
監理費	50万円
その他	50万円
総計	1,200万円
建設費	1,000万円
設計費	100万円
監理費	50万円
その他	50万円
総計	1,200万円

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市厳原町

2 氏 名 まつもと まさみ
松本 政美

3 生年月日



諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 10 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市豊玉町

2 氏 名 ことう としやす
古藤 俊泰

3 生年月日

